

原子力安全・保安院からの指摘事項と当社の対応一覧

添付資料3

現時点において原子力安全・保安院が確認した事実関係(指摘事項)	原子力安全・保安院の考え方(問題点)	当社の対応	共通の対策	
(1) 緊急安全対策報告書の誤りの有無の調査等				
①大飯1号機計器用電源に関して、関西電力が出典元として採用・確認しているエクセル表は、メーカーから入手したものであるが、クレジットおよび日付が記載されていない。	①指示に対する調査において、出典元として照合・確認したのはメーカー作成のエクセル表であることから、関西電力は、本来、出典元とすべき設計図書等まで確認を行うことが必要。また、関西電力はエクセル表の内容の確認を行っておらず、さらに、そのエクセル表には作成元および作成日の記載もないことから、関西電力は出典元の代用となる資料の適切な管理を行うことが必要。	緊急安全対策報告書等の評価に係る数値については、許認可資料やメーカー資料等の出典元を明確にすることになっていたが、大飯1号機計器用電源に関しては、メーカーから入手したエクセル表のみをエビデンスとしており、そのクレジットや日付を明確にする資料まで用意していなかった。改めて実施する再調査においては、エビデンスとする資料をあらかじめ再チェック要領で明確化し、各報告書の対策や評価に影響する数値等が誤っていないことを、信頼性のあるエビデンスにて確認した。メーカーから入手した資料については、メーカークレジットが明確である等、信頼性のある資料をエビデンスとすることとし、クレジットおよび日付が明記されていることも確認した。	品質保証においては根拠を明確にして説明する必要があるという説明責任の重要性について、十分には認識されていないところがあったと考えられることから、説明責任の重要性についての再徹底、再教育を行う。	
②大飯1号機計器用電源に関して、二次チェックを行う発電グループにおいても、上記エクセル表と報告書との照合以外の方法による確認を行っていない。	②ダブルチェックを行う発電グループにおいても、本来、出典元とすべき設計図書等まで確認を行っていないことから、関西電力は改めて適切な確認を行うことが必要。	ダブルチェックを行う発電グループは、担当グループのチェック結果を確認していたが、クレジットおよび日付がわかる資料までは必須との認識がなかった。改めて実施する再調査においては、ダブルチェックを行う発電グループは、数値等とエビデンスとの整合性に加えて、エビデンスが信頼性のある資料であることも確認した。		
(2) 開閉所等の地震影響評価結果の誤りの有無の調査等				
①誤りのある箇所に対し関西電力は、国に提出した補正書と、事業者が指示文書を受ける前に実施した調査内容・結果をまとめたメーカー作成資料との照合による確認のみを行っており、国から指示を受けて以降、メーカー作成資料とその基となるデータの確認を改めて行っていない。	①指示に対する調査において、関西電力はメーカー作成資料との照合・確認を行っているが、本来、出典元とすべき設計図書等まで確認を行っていないことから、関西電力は改めて適切な確認を行うことが必要。	9/15の補正書を作成する際、メーカーと合同で元となるデータとの確認を実施していたが、9/15以降の確認ではその際に確認した結果の表をエビデンスとしていた。改めて実施した再調査は、国から再調査の指示を受けて以降に実施した。メーカーから入手したエビデンスについては、メーカークレジットが明確である等、信頼性のある資料であることを確認した。また、エビデンスとする資料をあらかじめ再チェック要領で明確化したことにより、9/15以前に実施した根拠となるデータとの確認もエビデンスとして追加して実施した。		
②原子力安全・保安院から関西電力への聞き取りの結果、メーカーへの依頼は口頭発注で行われており文書として残っていないなど、誤りの発生要因と考えられる事項があったが、調査報告書に記載がない。	②原子力安全・保安院が確認した気づきの点を関西電力は認識しているものの、誤りの発生要因として考慮していないこと、また、このため発生原因の抽出、再発防止対策の策定が確実に行われていない可能性もあることから、関西電力は改めて適切な調査を行うことが必要。	誤りが発生した要因について、経緯や関係者への聞き取り結果を再整理した結果、当社からメーカーへの評価の依頼は、口頭発注で行っていたことから指示内容が不明確となり、ダブルチェックを明確に要求していなかったことが要因としてあげられたため、対策として、口頭発注で行った場合には、議事録等の文書により発注内容をメーカー側と相互に確認することとした。		
(3) 緊急安全対策等の報告書の誤りに係る不適合管理				
緊急安全対策報告書および開閉所等の地震影響評価結果における誤りに係る不適合管理において、不適合処置結果、不適合の原因および是正処置の方法に関して「不適合処置・是正処置票」による決裁については、関西電力は国の確認があった後に行うこととしており、決裁が行われていない。なお、原子力安全・保安院がこの事実を確認した翌日に、関西電力では当該部分の決裁が行われた。	今回の誤りに係る不適合処置結果、不適合の原因(調査報告書の原因に相当)および是正処置(調査報告書の再発防止対策に相当)の方法に関し、「不適合処置・是正処置票」による決裁を国の確認の後に行うこととし、調査報告書の提出後、原子力安全・保安院の事実確認・指摘があるまで決裁を行っていないが、関西電力は提出した調査報告書の原因と再発防止対策について、組織自ら改善を図る重要な活動である不適合管理として、確実に管理することが必要。	不適合処置・是正処置票は不適合の対応の進捗状況を管理する帳票であり、今回は不適合の原因および是正処置の方法を業務決定文書(りん議書)により決定していたことから、不適合管理は実施されていたと考えている。しかしながら、不適合管理は品質マネジメントシステムにおいて組織自らが改善を図る重要な活動であることを踏まえて、不適合処置・是正処置票の運用全体について確認を行った。その結果、是正処置の方法等を業務決定文書にて決裁した際の、不適合処置・是正処置票の運用が不明確であるということが判明したことから、不適合管理を確実に実施するという観点から、運用を明確にすることとした。具体的には、是正処置の方法等をりん議書等の業務決定文書にて決裁した場合には、不適合処置・是正処置票についても速やかに承認を受けることを社内標準で明確にする。		